

# 第6章 国際的な取組

## 我が国の国際的地位にふさわしい国際協力に関する施策

### 1. 障害者に関する国際的な取組

#### (1) 障害者権利条約

障害者の権利及び尊厳を保護し、促進すること等を目的とする「障害者の権利に関する条約」、いわゆる「障害者権利条約」は、2006年12月、「第61回国際連合総会本会議」（以下本章では国際連合を「国連」という。）において採択され、2008年5月に発効した。2024年4月15日現在、締約国・地域・機関数は191となっている。「障害者権利条約」は、障害者の人権や基本的自由を確保し、障害者の固有の尊厳の尊重を促進するため、障害者の権利の実現のための措置等を規定し、市民的・政治的権利、教育・保健・労働・雇用の権利、社会保障、余暇活動へのアクセスなど、様々な分野における取組を締約国に対して求めている。

我が国は、本条約の起草段階から積極的に参加するとともに、2007年9月28日、同条約に署名した。その後、「障害者基本法」（昭和45年法律第84号）の改正（2011年8月）等の各種法制度整備を行い、2014年1月20日、「障害者権利条約」の批准書を国連に寄託、2014年2月19日に我が国について発効した。

「障害者権利条約」では、各締約国が、「条約に基づく義務を履行するためにとった措置及びこれらの措置によりもたらされた進歩に関する包括的な報告」を「障害者の権利に関する委員会（障害者権利委員会）」に提出することを定めており（条約第35条）、特に初回の報告については、条約発効後2年以内の提出が求められている。

我が国においても、障害者政策委員会における議論やパブリックコメントを踏まえて政府報告作成準備を進め、2016年6月に障害者権利委員会に初回の政府報告を提出した。2022年8月22日及び23日、国連欧州本部（スイス（ジュネーブ））にて、我が国に対する同条約の第1回政府報告の対面審査が行われた。これを踏まえた障害者権利委員会による総括所見については、2022年9月9日にアドバンス版が公表され、その後、2022年10月7日に確定版が公表されている。（詳細については外務省ホームページ（[https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jinken/index\\_shogaisha.html](https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jinken/index_shogaisha.html)）を参照。）

なお、障害者権利委員会は、条約の締約国から選ばれた18人の専門家から構成され、締約国による報告を検討し、報告について提案や勧告を行う等の活動を行う委員会である。

#### (2) ESCAPアジア太平洋障害者の十年

アジア太平洋地域において障害のある人への認識を高め、域内障害者施策の水準向上を目指すために、「国連障害者の十年」に続くものとして、1992年に我が国と中国が「アジア太平洋障害者の十年」を主唱し、国連アジア太平洋経済社会委員会（ESCAP）総会において決議された。

その最終年となる2002年にESCAP総会において、我が国の主唱により「ESCAPアジア太平洋障害者の十年」が更に10年延長されるとともに、2002年10月に滋賀県大津市で開催された「ESCAPアジア太平洋障害者の十年最終年ハイレベル政府間会合」において、「ESCAP第2次アジア太平洋障害者の十年（2003-2012年）」の行動計画である「アジア太平洋障害者のための、インクルー

シブで、バリアフリーな、かつ権利に基づく社会に向けた行動のためのびわこミレニアム・フレームワーク」(以下本章では「びわこミレニアム・フレームワーク」という。)が採択された。

また、「ESCAP第2次アジア太平洋障害者の十年」の中間年に当たる2007年9月にタイのバンコクで開催された「アジア太平洋障害者の十年の中間評価に関するハイレベル政府間会合」では、「びわこミレニアム・フレームワーク」を補完し、2008年から5年間の実施を促進するための行動指針となる「びわこプラスファイブ」が採択された。

2012年5月にESCAP総会において、我が国の共同提案により「ESCAP第3次アジア太平洋障害者の十年(2013-2022年)」決議が採択され、2012年11月には「第2次アジア太平洋障害者の十年最終レビュー・ハイレベル政府間会合」において、「ESCAP第3次アジア太平洋障害者の十年」の行動計画である「仁川(インチョン)戦略」が採択された。「仁川戦略」では、「貧困の削減と労働及び雇用見通しの改善」、「政治プロセス及び政策決定への参加促進」等障害者施策に関する10の目標、与えられた期間内に達成すべき27のターゲット及びその進捗状況を確認するための62の指標が設定されている。

2022年10月には、インドネシアのジャカルタで「第3次アジア太平洋障害者の十年最終レビュー・ハイレベル政府間会合」が開催され、「アジア太平洋障害者の十年」を更に10年延長することを決議する「ジャカルタ宣言」が採択された。

### (3) 情報の提供・収集

内閣府では、我が国の障害者施策に関する情報提供のために、「障害者基本法」や「障害者差別解消法」、「障害者白書の概要」等の英語版を作成し、内閣府ホームページ(英語版サイトなど)等にこれらを掲載している(詳細については内閣府障害者施策ページ(<https://www8.cao.go.jp/shougai/english/index-e.html>)を参照)。

また、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所において、諸外国(アメリカ、イギリス、韓国、オーストラリア、フィンランド、スウェーデン、ドイツ、フランス)の障害のある子どもをめぐる教育施策等に関する調査を行っており、調査結果を独立行政法人国立特別支援教育総合研究所ホームページ([https://www.nise.go.jp/nc/about\\_nise/inclusive\\_center/international/02](https://www.nise.go.jp/nc/about_nise/inclusive_center/international/02))に掲載している。

# TOPICS(トピックス) (29)

## G7交通大臣宣言に基づくバリアフリー実務者会合の開催

G7三重・伊勢志摩交通大臣会合（2023年6月開催）において採択されたG7交通大臣宣言に基づき、G7各国における政策、課題、ベストプラクティスに関する情報共有を目的としたG7バリアフリー実務者会合を2024年2月29日に開催した。

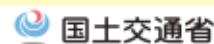
日本からは、車椅子使用者用駐車施設等に関する適正利用を推進する制度（パーキングパーミット制度）・バリアフリートイレの機能分散・心のバリアフリーの推進（適正利用キャンペーン等）の3つのテーマについてプレゼンテーションを実施した。各国からは、これらのテーマに限定されず、重点的に取り組まれているテーマ（鉄道や航空におけるバリアフリーの取組や車椅子使用者用駐車施設の確保に向けた取組等）について発表がなされた。

また、G7各国における交通のバリアフリーを推進するため、今後もG7各国間のネットワークを維持し、必要な情報共有等を行うことで一致した。

国土交通省報道発表ページURL

[https://www.mlit.go.jp/report/press/sogo09\\_hh\\_000365.html](https://www.mlit.go.jp/report/press/sogo09_hh_000365.html)

### G7バリアフリー実務者会合について



- 昨年6月に開催されたG7三重・伊勢志摩交通大臣会合において採択された G7交通大臣宣言に基づき、令和6年2月29日に G7バリアフリー実務者会合を開催
- G7各国におけるバリアフリーに係る政策、課題、ベストプラクティスに関する情報共有・議論を行うとともに、各国間のネットワークを維持し、必要な情報共有等を行うことで一致

#### 令和5年度 G7実務者会合の概要

開催日時：2月29日（木）21：00～23：15（日本時間）

開催場所：国土交通省3号館3階 AB会議室（オンライン形式）

##### 出席者（議長国順）

・ フランス	： ポーリン・デルマス	政策担当官
・ 米国	： ジュリー・エイブラハム	国際運輸・貿易室長
・ 英国	： リズ・ウィルソン	副次長
・ ドイツ	： ダイアナ・ハスター	参事官
・ 日本	： 田中醫二	バリアフリー政策課長
・ イタリア	： アントニオ・エラリオ	国際規制部門長
・ カナダ	： ジェニス・フェスタ	課長
・ EU	： アンドラス・モギョロ	法務担当官



実務者会合実施の様子

#### G7実務者会合の結果

- 会合では、G7各国における 政策、課題、ベストプラクティスに関する情報共有を行うとともに、意見交換を実施

##### 【日本からの報告事項】

- ・ 車椅子使用者用駐車施設に関する適正利用を推進する制度、バリアフリートイレの機能分散、心のバリアフリーの推進に係る取組（優先席、ベビーカーキャンペーン、当事者参画）

##### 【各国からの報告事項】

- ・ 鉄道や航空におけるバリアフリーの取組、車いす使用者用駐車施設の確保に向けた取組 等

- G7各国における交通のバリアフリーを推進するため、今後もG7各国間のネットワークを維持し、必要な情報共有等を行うことで一致

資料：国土交通省

## 2. 国際協力等の推進

### (1) 国際協力の基本的な方針

障害者施策は、福祉、保健・医療、教育、雇用等の広範な分野にわたっているが、我が国がこれらの分野で蓄積してきた技術・経験などを政府開発援助（ODA）などを通じて開発途上国の障害者施策に役立てることは、極めて有効であり、かつ、重要である。協力を行うに当たり、対象国の実態や要請内容を十分把握し、その国の文化を尊重しながら要請に柔軟に対応することが大切である。このため、我が国は「障害者権利条約」第32条「国際協力」に基づき、密接な政策対話を通じ、対象国と我が国の双方が納得いく協力を行うよう努めている。また、「草の根・人間の安全保障無償資金協力」、「日本NGO連携無償資金協力」等の活用を通じたNGOとの連携、JICA海外協力隊の派遣など開発途上国の草の根レベルに直接届く協力も行っており、現地の様々なニーズにきめ細かく対応している。

### (2) 有償資金協力

有償資金協力では、鉄道建設、空港建設等においてバリアフリー化を図った設計を行う等、障害のある人の利用に配慮した協力を行っている。

### (3) 無償資金協力

無償資金協力においても、障害のある人の利用に配慮した協力を行うとともに、障害のある人のためのリハビリテーション施設や職業訓練施設の整備、移動用ミニバスの供与、障害者スポーツのための機材・施設整備等、毎年度多くの協力を行っている。2023年度においては、障害者関連援助として「一般文化無償資金協力」、「草の根・人間の安全保障無償資金協力」及び「草の根文化無償資金協力」を対象国政府・NGO・教育機関・地方公共団体等に対し実施した。また、2023年度には「日本NGO連携無償資金協力」により6件の障害者支援関連事業を採択した。

### (4) 技術協力

技術協力の分野では、開発途上国の障害のある人の社会参加と権利の実現に向けて、独立行政法人国際協力機構（JICA）を通じて、障害のある人を対象とした取組に加え、開発プロセスのあらゆる分野において障害のある人の参加を支援するために、研修員の受入れや専門家及びJICA海外協力隊の派遣など幅広い協力を行っている。2023年度には「地域に根ざしたインクルーシブアプローチによる障害者の社会参加」を始め13の本邦研修コースを実施し、研修員約100名を受け入れたほか、専門家5名、コンサルタント28名、理学療法士等のJICA海外協力隊87名の派遣などを行った。また、NGOや大学等を始めとする市民団体の発意に基づく事業を実施する「JICA草の根技術協力事業」を活用し、2023年度には、これまでに採択された案件計12件を継続して実施した。また、これら技術協力に日本及び開発途上国双方の障害のある人が参加し、中心的な役割を担うことを推進している。

技術協力プロジェクトでは、以下を含む5つのプロジェクトを2023年度に実施した。スリランカでは、2021年11月より、「スリランカにおける障害者の就労支援促進プロジェクト」を実施しており、就労を希望する障害者が円滑に労働市場に参入できるよう労働―福祉行政機関の連携に基づく就労支援サービスを立案し、プロジェクト開始から2年経過した2023年10月末時点で対象全25県中18県において110企業145名の就労成功事例を実現している。また、プロジェクトでは企業において障害のある同僚への支援や職場環境の整備に取り組むことができる企業内ジョブコー

チを育成したり、就労する障害当事者会合の開催を支援したりすることで、インクルーシブな就労の在り方の普及と障害当事者の声に基づいたサービス改善にも取り組んでいる。



障害のある人が働くスリランカのパン工場。その働きぶりが認められたことで会社が福祉行政官に他の求職者の紹介を依頼し、他の障害者の就労にもつながった。

また、モンゴルでは、「障害児のための教育改善プロジェクト」を2015年より2フェーズにわたって実施している。フェーズ1で構築した支援モデルをもとに、2020年に開始したフェーズ2では対象を拡大し、幼稚園から小学校、中学校にわたる学校現場と行政双方の連携を含むインクルーシブな教育支援体制づくりを進め、研修等を通じた行政官の能力強化とあわせて、2～16歳の障害児のための発達支援・教育サービスをモンゴル全土に普及させることを目指す。

#### (5) 国際機関等を通じた協力

援助対象国に対する直接的援助のほか、我が国では国連等国际機関を通じた協力も行っている。1988年度から2015年度まで国連障害者基金に対して継続的な拠出を行った。さらに、アジア太平洋地域への協力としては、国連アジア太平洋経済社会委員会（ESCAP）に対し、日本エスカップ協力基金（JECF）を通じた活動支援を実施しており、2017年には、障害のある人を包摂する津波防災のためのe-ラーニングツールの開発について5万ドルの支援、2018年には開発したツールの域内普及に向けて3万ドルの支援、2021年には開発したツールを活用し、ジェンダーの平等も考慮した障害のある人を包摂する津波防災に係る政策形成及び実施に向けて23万ドルの支援を行っている。

■ 図表6-1 技術協力の状況（2023年度）

(1) 本邦研修（単位：人）

2023年度実施研修員受入れコース	114
課題別研修「地域に根ざしたインクルーシブアプローチによる障害者の社会参加(A)」(使用言語：スペイン語)	11
課題別研修「地域に根ざしたインクルーシブアプローチによる障害者の社会参加(B(アジア))(C(中東・アフリカ))」(使用言語：英語)	9
課題別研修「スポーツを通じた障害者の社会参加の促進(A)」(使用言語：英語)	5
課題別研修「スポーツを通じた障害者の社会参加の促進(B)」(使用言語：ロシア語)	4
課題別研修「障害者権利条約の実践のための障害者リーダー能力強化」(使用言語：英語)	4
課題別研修「障害者権利条約の実践のための障害者リーダー能力強化(B)」(使用言語：スペイン語)	5
課題別研修「障害者就労促進」	9
課題別研修「インクルーシブ教育制度強化～障害のある子どもと共に学び共に生きる～」	15
課題別研修「インクルーシブ教育実践強化～すべての子どもを支える授業づくり～」	6
青年研修「タイ／障がい者支援」コース	13
国別研修「エクアドル／地域における障害者に焦点を当てたインクルーシブ防災の実施能力強化」	13
国別研修「パレスチナ／ユニバーサルツーリズムの促進」	8
国別研修「ウズベキスタン／就学前教育におけるインクルーシブ教育実践強化プロジェクト」	12

注：課題別研修／国別研修／青年研修の受入人数。課題別研修への国別上乘せ研修は除く。2023年度における研修員受入れ実績には、オンライン実施による実績も含む。

資料：外務省

(2) ボランティア（単位：人）

JICA海外協力隊	87	
青年海外協力隊／海外協力隊	79	
内訳	長期派遣：1～2年	76
	障害児・者支援	32
	理学療法士	27
	作業療法士	10
	ソーシャルワーカー	2
	鍼灸マッサージ師	2
	言語聴覚士	3
	短期派遣：1ヵ月～1年未満	3
	障害児・者支援	1
	理学療法士	2
シニア海外協力隊	6	
内訳	長期派遣：1～2年	6
	言語聴覚士	1
	障害児・者支援	5
日系社会青年海外協力隊／日系社会海外協力隊	2	
内訳	長期派遣：1～2年	2
	ソーシャルワーカー	1
	作業療法士	1
日系社会シニア海外協力隊	0	

注：障害児・者支援、理学療法士、言語聴覚士、鍼灸マッサージ師、作業療法士、ソーシャルワーカー、福祉用具、の7職種を障害者支援関連職種とし、2023年度（2023/4/1～2024/3/31時点）の新規派遣人数を計上。（短期ボランティアを含む。）上記の表に記載されていない職種については、2023年度現時点0名。

資料：外務省

(3) 技術協力事業

技術協力プロジェクト・個別専門家	専門家派遣 (直営) (人)	専門家派遣 (コンサルタント) (人)	研修員受入 (人)	機材供与 (百万円)
事業名				
モンゴル 障害児のための教育改善プロジェクト (フェーズ2)	0	8	0	0
モンゴル 障害者就労支援制度構築プロジェクト	0	9	15	0
ウズベキスタン 就学前教育におけるインクルーシブ教育実践強化プロジェクト	0	5	12	0
スリランカ インクルーシブ教育アプローチを通じた特別なニーズのある子どもの教育強化プロジェクト	0	6	0	0
スリランカ スリランカにおける障害者の就労支援促進プロジェクト	2	0	9	0
パラグアイ (個別専門家) 障害者の社会参加促進アドバイザー (フェーズ2)	1	—	0	0
南アフリカ (個別専門家) 障害児及び家族支援アドバイザー	1	—	0	0
タイ (個別専門家) インクルーシブで強靱な地域間協力のための障害者参加促進アドバイザー	1	—	0	0

注：専門家派遣（直営）及び専門家派遣（コンサルタント）の人数については、2022年度からの継続による専門家派遣（直営）及び2023年度の新規派遣（直営もしくはコンサルタント）の合計（実人数）。いずれも第三国人材の派遣は除く。「研修員受入」の人数は当該年度のみ集計。また、「研修員受入」については日本との遠隔研修を含めるが、協力相手国内もしくは第三国で実施された研修コースは除く。

資料：外務省

(4) 草の根技術協力事業（2023年度障害者支援関連事業）

対象国	案件名
コスタリカ	障害者の社会支援システム構築プロジェクト
ブータン	ソーシャルインクルージョンによる持続可能な障がい者支援の構築に向けた障がい者の社会参加促進プロジェクト
セルビア	セルビアベオグラード市コミュニティレベルにおける知的障害者の自立を支援する事業
南アフリカ	障害者自立生活センターの拡大と持続的発展
インドネシア	中部ジャワ州スラカルタ市「自閉症教育」の人材育成事業
ラオス	知的・発達障害を持つ子供の社会自立を目指したインクルーシブ教育・就労支援の実践
モンゴル	モンゴル自立生活センター強化プロジェクト
ネパール	カトマンズの病院における難聴患者の意思疎通支援パイロットプロジェクト
ペルー	ペルーにおける障害児スポーツ指導力強化および普及促進プロジェクト
ベトナム	ホーチミンの枯葉剤被害障害者のための職業訓練モデル開発プログラム
ベトナム	ベトナムの喉摘失声者に対する食道発声教室開設と発声訓練体制の確立
カンボジア	車いす整備・修理技術及び広報技術向上による女性障がい者の自立支援プロジェクト

資料：外務省

■ 図表6-2 日本NGO連携無償資金協力（2023年度障害者支援関連事業）

(単位：円)

実施国／地域	契約額	事業名
タジキスタン	47,242,395	インクルーシブ教育推進のための教職課程構築事業
トーゴ	93,810,500	モー県およびバサール県におけるインクルーシブ教育推進事業
パキスタン	99,781,656	ハリプール郡とアボタバード郡の小学校における、インクルーシブ教育推進事業
ミャンマー	62,430,350	カレン州バアン地区におけるインクルーシブ教育支援事業
ミャンマー	52,239,790	ヤンゴン地域におけるインクルーシブ教育推進体制構築事業
ラオス	44,689,400	ラオスにおける障がいインクルーシブな地域社会推進事業

資料：外務省



## TOPICS(トピックス) (30)

### 誰ひとり取り残さない社会を目指して～障害者リーダーのエンパワメント研修

独立行政法人国際協力機構（JICA）では、開発途上国の障害のある人たちが、彼らの権利を保障するために自国で「障害者権利条約」をどう実践していくかを学ぶ研修「障害者権利条約の実践のための障害者リーダー能力強化」を実施している。本案件は1986年以来30年以上の実績を持ち、多くの世界的リーダーを輩出している。

2006年に国連総会で採択された「障害者権利条約」は障害のある人たちの尊厳と権利を保障し、障害のある人たちが自ら同条約を実施するための国内の法令や政策の作成及び実施、また、障害者に関する問題についての他の意思決定過程に関わることを求めている。しかしながら、多くの国では同条約に則した各種整備が遅れており、彼らの権利がいまだに守られていないのが実情である。

そのような状況を踏まえ、本研修では、障害のある人たちが「障害者権利条約」の実践に貢献できるように能力を強化し、彼らの社会的包摂を推進することを目的としている。「障害者権利条約」の基本となる障害のある人たちの権利と平等、障害当事者の政策策定への参画及び社会参加への支援の取組、「障害と開発」の視点から、自国の「障害者権利条約」の実践と課題を共有するとともに、各国の障害のある人たちが国内外でネットワークを構築していくためのノウハウを学ぶことを狙いとしている。

2023年度の研修では、ルワンダ、南アフリカ、スリランカ、ウズベキスタンから、それぞれ異なる障害のある4名の研修員が参加し、異なる立場から議論を重ねた。研修員たちは日本の最前線で活躍する障害者リーダーに出会い、視覚、聴覚、盲ろう、知的、精神等の異なる障害者団体が協力し合うことの大切さ、政府や行政、一般市民を巻き込むことの重要性、障害のある人にとって暮らしやすい世の中はどんな人にとっても暮らしやすい世の中であることなど、多くの気づきを得た。日本でも多くの障害のある人たちが日々奮闘し、リーダーたちは誰もが暮らしやすい世の中の実現に向けて歩み続けている。今後もJICAでは開発途上国と日本の障害者リーダーとの対話を通じ、どこにいても誰にとっても住みやすい安定した世界の実現に貢献していく。



研修閉講式の様子

資料：独立行政法人国際協力機構（JICA）